

## 反社会的勢力等への対応に関する規則

### (目的)

第1条 本規則は、当組合の「反社会的勢力等への対応に関する基本方針」に基づき、当組合における反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止等に関し、基本対応、態勢等に関する事項を定め、当組合の健全な経営を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規則において「反社会的勢力」とは次の(1)および(2)を、「反社会的勢力等」とは次の(1)から(3)をいう。

(1) 以下に該当する団体および個人

- a 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）
- b 以下に該当する関係を有する者
  - (a) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係
  - (b) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係
  - (c) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係
  - (d) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係
  - (e) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係

(2) 以下に該当する行為を行う団体および個人

- a 暴力的な要求行為
- b 法的な責任を超えた不当な要求行為
- c 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- d 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
- e その他 a から d に掲げる行為に準ずる行為

(3) 暴力団との関係が認められない反社会性を有する集団および個人（凍結口座名義人等詐欺等犯罪集団への関与が疑われる者、資産凍結等経済制裁措置対象者等）

2 この規則において、「マネー・ローンダリング」とは、犯罪により得た収益（犯罪収益）を、あたかも正当な取引で得た資金であるかのように見せかけるため、その出所を秘匿することをいう。

3 この規則において、「取引時確認」とは、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下、「犯罪収益移転防止法」という。）により定められたものをいい、外国為替及び外国貿易法（以下、「外為法」という。）に定められた本人確認を含む。

4 この規則において、「疑わしい取引の届出」とは、犯罪収益移転防止法により定められたもの

をいう。

### (反社会的勢力等にかかる基本対応)

第3条 当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは取引関係を含め、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求については確固たる信念をもって拒絶する。反社会的勢力との取引排除に向けては民事・刑事上の両面からの法的な対応も実施する。また、所轄警察署等の外部専門機関とも連携をとり、反社会的勢力への資金提供は一切行わない。事実隠蔽等のために反社会的勢力との裏取引は一切行わない。

2 当組合は、組織犯罪等の防止の重要性を認識し、適用となる法令等を遵守し、取引時確認および疑わしい取引の届出を適切に実施することにより、当組合の特性に応じマネー・ローンダリング等の組織犯罪を防止する。

3 当組合は、契約締結に際して、原則暴力団排除条項を導入し、反社会的勢力が取引先となることを未然に防止するとともに、契約締結後に相手方が反社会的勢力であることが判明した場合等に、速やかに取引関係を解消する。

4 反社会的勢力等との取引排除にかかる基本対応は次のとおりとする。

#### (1) 信用事業取引

##### a 新規取引

別に定める方法により取引の相手方の確認を実施する。相手方が反社会的勢力等である場合には、契約の締結等新規取引は行わない。

##### b 既往取引

(a) 当組合が、反社会的勢力と知らずに何らかの取引関係を有してしまった場合には、相手が反社会的勢力であると判明した時点で、速やかに取引関係を解消する。

(b) 反社会的勢力と関係が無かった取引先等が反社会的勢力の影響下に入った場合等についても、上記(a)と同様にそれが判明した時点で、速やかに取引を解消する。

(c) 上記(a)、(b)による既往取引先との取引解消に際しては、当組合役職員の安全確保に留意し、該当する取引契約における暴力団排除条項の有無、取引経緯や取引内容等を踏まえ、警察や弁護士等外部専門機関と十分連携のうえ、個別事案ごとに方針を策定し組織的な対応を行う。

(d) 既往取引先が、事後的に、当組合として排除すべき「暴力団との関係が認められない反社会性を有する集団および個人」であることが判明した場合は、原則として反社会的勢力に準じた対応を行う。ただし、暴力団との関係が明確でない場合は、属性要件に基づく暴力団排除条項の適用が困難であることや、行為要件の適用についても慎重な判断が求められること等から、反社会的勢力とは異なる排除方策が必要となる可能性があり、こうした方策の検討を含めて警察や弁護士等外部専門機関と十分に相談・連携のうえ、方針を策定し組織的な対応を行う。

#### (2) 共済事業取引

##### a 契約引受時

別に定める各共済の引受基準等により取扱いを判断する。

##### b 共済金等の支払時

請求者の属性、請求内容等を考慮し、取扱いを判断する。

(3) 経済・その他事業取引およびその他の取引

a 新規取引

新規取引契約時には、取引の相手方に対し適切な注意を払う。相手方が反社会的勢力であると判明した場合には、反社会的勢力に対して資金や便益を提供しないと考えられる取引を除き、新規取引は行わない。

b 既往取引

既往取引先について反社会的勢力であると判明した場合は、反社会的勢力に対して資金や便益を提供しないと考えられる取引を除き、業務の性質等諸般の事情を考慮しつつすみやかな取引解消を図る。

(4) 組合員との関係

a 新規加入

新規加入者について適切な注意を払い、相手方が反社会的勢力であると判明した場合には、定款の規定に基づき、加入拒否を実施する。

b 既存の組合員との関係

組合員について反社会的勢力であると判明した場合は、定款の規定に基づき、資格喪失による当然脱退または除名による関係解消を図る。

**(態勢)**

第4条 反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止にかかる態勢は次のとおりとする。

(1) 主管部とその役割

主管部をコンプライアンス統括部署とし、次の対応を行う。

a 規定等の整備および施策等の企画立案・推進

b 取引時確認の適切な実施周知・指導および必要に応じた実施方法の検証・見直し

c 本人確認情報や取引時の状況等を勘案した疑わしい取引の届出情報の行政庁提出、管理・分析および必要に応じた実施方法の検証・見直し

d 反社会的勢力等情報データベースの構築および継続的な情報収集による逐次の更新、データベース登録情報の適切な運営・管理

e 所管部で実施する反社会的勢力等に該当するか否かの判断にかかる協議

f 部・支店・事業所における反社会的勢力からの干渉への対応に関する指導、助言

g 部・支店・事業所の反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止にかかる対応状況の把握

h 反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止にかかる対応状況のコンプライアンス委員会等への報告

i 定期的な役職員向け研修の開催、指導

## (2) 所管部とその役割

a 各取引の所管部は次のとおりとする。

	取引	業務所管部
(a)	信用事業取引	金融共済部
(b)	共済事業取引	金融共済部
(c)	経済事業取引	経済部
(d)	総務部門取引および組合員管理	総合企画部

b 所管部は次の対応を実施する。

(a) 関係規定のコンプライアンス統括部署への合議による整備

(b) 部・支店・事業所から受領した疑わしい取引の届出をとりまとめ主管部に提出

(c) 取引先が反社会的勢力等の疑いがある場合の調査の実施および反社会的勢力である場合の部・支店・事業所との協議を踏まえた対処方針の策定

なお、信用事業取引先にかかる対処方針の策定については、所管部、コンプライアンス統括部署合議により、別に定める。

(d) (c) の対処方針に従った部・支店・事業所における管理・対応状況の確認および取りまとめ、取りまとめ結果のコンプライアンス統括部署への報告

(e) 部・支店・事業所の窓口等に反社会的勢力の介入等がなされた場合の指導・助言

c 所管部は、b (c) に関して取引先について反社会的勢力等もしくはその疑いがあることが判明した旨、部・支店・事業所から報告を受けた場合はすみやかにコンプライアンス統括部署に報告する。

## (3) 部・支店・事業所における体制とその役割

a 反社会的勢力等排除責任者

(a) 反社会的勢力等排除責任者は、部・支店・事業所の長とする。

(b) 反社会的勢力等排除責任者は反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止にかかる対応を統括する。

(c) 反社会的勢力等排除責任者は、取引窓口担当者の情報を踏まえ、疑わしい取引の届出の所管部提出を判断する。

(d) 反社会的勢力等排除責任者は、取引先が反社会的勢力等である、もしくはその疑いがあることが判明した場合は、すみやかに所管部へ報告する。

(e) 反社会的勢力等排除責任者は、窓口等に反社会的勢力の介入等がなされた場合には、すみやかに所管部、コンプライアンス統括部署宛報告、対応協議を実施するとともに、所轄警察署、弁護士等（以下、所轄警察等）とも連携した対応を行う。

(f) 反社会的勢力等排除責任者は、部・支店・事業所で入手した反社会的勢力等にかかる情報を定期的にコンプライアンス統括部署へ報告する。

b 反社会的勢力等排除担当者

(a) 反社会的勢力等排除責任者は、各課・支店・事業所ごとに、課長・支店長代理・事業所長代理から反社会的勢力等排除担当者を選定し、コンプライアンス統括部署に報

告する。

(b) 反社会的勢力等排除担当者は、取引窓口担当者の情報を踏まえ、疑わしい取引の届出を反社会的勢力等排除責任者に提出する。

(c) 反社会的勢力等排除担当者は反社会的勢力等に対抗し、反社会的勢力等排除責任者の指示のもと、関係部、コンプライアンス統括部署、または所轄警察等とも連携のうえ、各事業の取引の性質等に応じた適切な対応を行うとともに、窓口等への介入等に関して具体的な対応を行う。

(d) 支店・事業所の反社会的勢力等排除担当者は、有事の際に備え、所轄警察等との関係維持に努めるものとする。

本店における所轄警察等との関係維持はコンプライアンス統括部署中心に担うものとする。

(e) 反社会的勢力等排除担当者は、所轄警察等から反社会的勢力等にかかる情報を得た場合は、反社会的勢力等排除責任者に報告する。

c 取引窓口担当者

(a) 反社会的勢力等排除責任者は、取引窓口担当者を指名する。

(b) 取引窓口担当者は取引に際して疑わしいと感じた場合、疑わしい取引の届出について反社会的勢力等排除担当者に報告する。

(c) 取引窓口担当者は取引先が反社会的勢力であることが判明した場合、反社会的勢力等排除担当者および反社会的勢力等排除責任者と対応について協議し、対処方針に基づき取引解消までの対応・管理を行うとともに、管理状況を定期的に所管部に報告する。

**(理事会等への報告)**

第5条 コンプライアンス統括部署は反社会的勢力との取引排除および組織犯罪等の防止にかかる対応状況について四半期ごとに取りまとめ組合長、専務理事へ報告する。その後、コンプライアンス統括部署は、コンプライアンス委員会へ報告し、専務理事は理事会に報告するとともに、監事に報告する。

2 コンプライアンス統括部署は、反社会的勢力からの不当要求等がなされた場合等、緊急かつ当組合経営に重大な影響があると判断される案件については、すみやかに組合長、専務理事に報告するとともに、所管部も交え対応を協議する。状況については内部監査担当部署にも報告する。その後、コンプライアンス統括部署はコンプライアンス委員会へ報告し、専務理事は理事会に報告するとともに、監事に報告する。

3 コンプライアンス統括部署は、反社会的勢力との取引が判明した場合等は、速やかに組合長、専務理事に報告する。その後、コンプライアンス統括部署は、コンプライアンス委員会へ報告し、専務理事は理事会に報告するとともに、監事に報告する。

4 理事会は反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止にかかる最終的な責任を負い、対応状況を把握し、必要に応じ対応を指示する。

(規則の改廃)

第6条 この規則の改廃は、理事会の議決をもって行う。

以 上

附 則

(実施日)

- 1 この規則は、平成22年11月30日に制定し、平成23年1月4日から実施する。
- 2 この規則は、平成24年10月1日から改正実施する。
- 3 この規則は、平成25年12月1日から改正実施する。
- 4 この規則は、平成26年5月29日から改正実施する。ただし、第3条3(4)の規定改正については、この組合の反社会的勢力の組合員からの排除に係る定款変更の効力が発生する日以降に適用する。
- 5 この規則は、平成27年1月29日から改正実施する。